

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その届出を縦覧に供します。

なお、この公告に関し、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は、法第8条第2項に基づき、この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

平成27年8月20日

京都市長 門川 大作

1 届出者の氏名及び住所

阪急電鉄株式会社

代表取締役 中川 喜博

大阪府池田市栄町1番1号

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

桂東阪急ビル

京都市西京区川島北裏町81-2他

(2) 変更事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社ヴィ・ド・フランス 開店時刻 7時	株式会社ヴィ・ド・フランス 開店時刻 7時

の開店時刻及び閉店時刻	閉店時刻 21時	閉店時刻 21時30分
	株式会社マツモトキヨシ	(平成27年8月1日変更)
	開店時刻 8時	株式会社マツモトキヨシ
	閉店時刻 21時	開店時刻 8時
	株式会社クロスカンパニーほか7者	閉店時刻 22時
	開店時刻 10時	(平成27年8月1日変更)
	閉店時刻 20時	すべての小売業者
	開店時刻 7時	閉店時刻 24時
		(平成27年9月1日変更)

(3) 変更年月日

平成27年8月1日 (株式会社ヴィ・ド・フランス, 株式会社マツモトキヨシ)

平成27年9月1日 (すべての小売業者)

3 届出年月日

平成27年7月31日

4 縦覧場所, 期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 期間

平成27年8月20日(木)から同年12月21日(月)まで(京都市の休日を定める条例に規定する京都市の休日を除く。)

(3) 時間

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

(1) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 提出期限

平成27年12月21日(月)

(産業観光局商工部商業振興課)